盛土規制法に基づく規制区域（案）
（千葉県（千葉市・船橋市・柏市を除く））

N

野田市
流山市
我孫子市
柏市
松戸市
白井市
鎌ケ谷市
八千代市
船橋市
市川市
習志野市
千葉市花見川区
四街道市
千葉市稲毛区
浦安市
千葉市美浜区
千葉市若葉区
千葉市中央区
千葉市緑区
神崎町
香取市
栄町
成田市
東庄町
印西市
多古町
酒々井町
富里市
芝山町
旭市
銚子市
佐倉市
匝瑳市
横芝光町
八街市
山武市
東金市
九十九里町
大網白里市
長柄町
茂原市
白子町
市原市
袖ケ浦市
長生村
木更津市
長南町
一宮町
睦沢町
いすみ市
君津市
大多喜町
富津市
御宿町
勝浦市
鋸南町
鴨川市
南房総市
館山市

－ 凡 例 －

宅地造成等工事規制区域

行政界

※千葉県には、特定盛土等規制区域はありません。

宅地造成等工事規制区域・・・＜規制対象＞
面積500m2超の盛土、高さ1m超の崖の盛土等

特定盛土等規制区域・・・＜規制対象＞
面積3,000m2超の盛土、高さ2m超の崖の盛土等

1：150,000

0　5　10　15　20　25 km

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 15
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。